

## 令和3年第6回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月14日（火）
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階 議場
3. 議 題
- (1) 議案第6号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - (2) 議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
  - (3) 議案第10号 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
  - (4) 議案第11号 令和3年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）について
  - (5) 議案第12号 令和3年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
  - (6) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 齊藤智子委員長・小田川敦子副委員長  
古澤由紀子委員・長谷川則夫委員  
和田健一郎委員・徳本光香委員  
岡田繁委員  
岩田典之議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者

### 市執行部

市 長	笠井喜久雄
福祉部長	豊田智美
健康子ども部長	松丸健一
教育部長	和地滋巳
教育部参事	本間賢一
障害福祉課長	鈴木智子
高齢者福祉課長	竹内崇
子育て支援課長	永井康弘
保育課長	片桐啓

健康課長	佐藤 覚
保険年金課長	榎谷 君子
生涯学習課長	寺田 豊

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局	議会事務局長	石井 治 夫
	主 査	今井 好 美
	主任主事	東山 奈緒美

## 委員長の挨拶

○石井治夫議会議務局長 おはようございます。会議に先立ちまして、斉藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○斉藤智子委員長 おはようございます。日中はまだ暑いものの、朝夕、秋の気配が感じられるようになってきました。気温差も大きい時期でありますので、皆様、体調管理にはお気をつけいただきたいと思います。

皆様のお手元に書類にて通知されておりますとおり、執行部より議案第7号について一部誤りがあったとのことで議案の取下げの申出がございました。本日は条例改正及び補正予算計5議案について審議をいただきます。

慎重なる御審議とスムーズな委員会運営の御協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会議務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。

本日の教育福祉常任委員会では、議案第6号、議案第9号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目及び議案第10号から第12号の5議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会議務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○石井治夫議会議務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○斉藤智子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

なお、議案第7号について、本日市長より議案の取下げ申出があった旨、議長から通告がありましたので、本日の審議は行いませんので、御了承ください。

次に、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

また、発言は、必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

次に、感染症対策の一環として説明員の皆さんの途中退席を許可します。

これから日程に入ります。

(1) 議案第6号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○齊藤智子委員長 日程第1 議案第6号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、質疑は一問一答とし、質疑及び答弁は要点を簡潔に述べてください。

それでは、質疑ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 49条の電磁的記録という規定なんですが、一応確認としまして、これはあくまでも記録するものであって、オンラインでの、例えば、クラウドだとか、そういう保存に関してこの対応というのはどう解釈されるものでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 電磁的記録のクラウドとオンラインを使用した記録についてということでお答えします。

今回の49条で電磁的記録、新規に定めたものにつきましては、ここでは電子的方式、磁氣的方式、その他他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のように供されるものということで指定されていまして、この中にクラウドとオンラインでのそういった方式での記録というのも含めます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 第6条第1項第3号で「家庭的保育事業等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう連携施設を適切に確保しなければならない」とあり、ここで保育・教育の継続性の保障が規定されています。今回の改正では、第6条第4項第1号で「3歳児未満の乳幼児のみを受け入れる家庭的保育事業等において、児童の保育終了

に際し、当該児童が引き続き教育または保育を受けることができる必要な措置が講じられている場合は、終了後の受入先となる連携施設の確保は不要である」として、これは非常に当たり前のことだと思うんですけども、わざわざ第1項第3号に対する除外の規定を設けています。

今回の改正は厚生労働省の改正に伴って条例を一部改正するものですから、厚生労働省がその理由を伝えてなければ分からないかもしれませんが、このような当たり前なことを付け加えたという改正の理由を、もし分かっていたら、お聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 今回あえてそういう対応方法をこの省令改正で加え、それに従って条例も改正する理由はということについてお答えします。

この点につきましては、おっしゃるとおり、今までは著しく困難であると認めるときはもう規定を適用しないよという規定だったんですけども、どこの市町村でも当然そこで保育が中断してしまうということは避けなければならないことなので、実際には優先的措置等を取って対応してきたところなんです。そういった実情を踏まえて今回の省令も改正されたものと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 白井市では家庭的保育事業というのは何年前になくなったと思うんですけども、小規模とかそのほかはありますけれども、この改正によって白井市の保育の、今回は家庭的保育ないしは小規模ですけども、それにどのような変化があるかというシミュレーションはしてあるでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 白井市への影響ということでお答えします。

今回の家庭的保育事業等ということになりますので、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、それと居宅訪問型保育事業のこの4つの事業が該当します。白井市では該当する小規模保育事業が3つございまして、その事業としては3か所の事業が該当するんですが、全ての園において連携施設が確保できておりますので、この条例の改正によって影響を受けるところはございません。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今のところなんですけど、現状の小規模保育園では連携施設が整っているということなんですけれども、この先新しく小規模保育園が運営されたときにはやはりこの条件に、受皿がない、連携施設がないままで小規模保育園が運営されることも考えられると思います。そうなった場合に、確保が著しく困難であるという該当になって、そうなった場合は市町村が優先的に利用でき

るように措置をしなければならないという規定になりますので、その件に関しては担当課はどのように対策を講じるお考えなんでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 まず認可の段階でできる限り連携施設を確保するよう、その指導と申しますか、相談があったときは連携施設を探してほしいということで助言するような形になりますが、それでも連携施設が確保できなかった場合の具体的な対応としては、転園のときに受皿が確保できていない小規模保育事業等の児童に関して加点を行うなどの措置が考えられると思います。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今の確認なんですけれど、施設が見当たらない、次に転園先が見つからないときは家庭的保育も視野に入れて保育の環境を整えるというお考えなんですか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 基本的には家庭的保育事業等がゼロ歳児から2歳児までの保育になりますので、3歳児以降の保育につきましては、それ以降の保育が行える、認可保育所ですとか認定こども園が受皿になってくると思います。

そういった中で優先的に転園ができるような加点、調整のときに点数をつけるんですけれども、そういった部分で加点をすることによって、そういった認可保育所や認定こども園の転園が実現できるような措置になってくると思います。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 家庭と加点を聞き間違えていました。ありがとうございました。

次の質問なんですけど、第37条4項のところ、居宅訪問型保育についてなんですけど、この条例改正を見ると、利用の要件が広がったと思われます。保護者の方の疾病や疲労などの身体的なものであったり、精神上もしくは環境上の理由により居宅型保育事業を利用できるとなっています。現在市にはこの居宅型保育事業がありませんけれども、もし今後こういった保育も事業展開される場合にはこの要件を審査するところは白井市になるんでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 居宅訪問型保育事業の認可に関してお答えします。

こちらの認可は市で行うこととなりますが、当然申請があれば認可するというのではなくて、そのときのニーズ、そもそもそういったニーズがあるのかどうなのか、待機児童の状況、既存の施設の配置状況、ほかの事業で保育ができないか、そういった状況も踏まえて、こちらは認可する際には子ども・子育て会議にかけて、そこに諮問して、市で認可するという形になります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 同じ37条で、改正前の文章でも深夜の勤務に従事する場合への対応等と書いてあるので、支援が、必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育というのに今回入っている保護者の疾病なども実際には入っていたということでしょうか。それが明文化されて、よりはっきり支援ができるという考えでいいのでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 こちら居宅訪問型保育に関しまして、白井のほうで、実績、あるいは相談というものがなかったので、具体的な実施状況としましては、詳細はこちらでは把握していないんですけども、設置しているところなんかだとよく、割と繁華街とかで結構独り親でどうしてもお母さんが夜、お仕事で不在の人口が多いところなど、こういったところで居宅訪問型保育事業というのをやっているところもあると聞いております。

ただ、この「等」の中に、実際にそういった設置されている市ではいろいろ対応がされていたと思うんですけども、そこがしっかりと明文化されていなかったのも、こういった身体上の理由ですとか精神上的の理由についても利用ができるということが明文化されたものと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 49条の中の電磁的記録の中に「その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録」というのがあるんですけども、先ほどの質問でオンライン上のクラウドでの保存なども入るということだったんですけども、そのほかには人の知覚で認識できない方式の記録というのは、何か具体例あれば教えてください。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 こちらの電磁的記録についてお答えします。

そのほかの方法としましては、通常の保存される電子ファイルですとか、あとはCD-ROM、SDカード、そういったものがこの記録の方法として含まれます。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 私も49条、電磁的記録について伺います。

今これは6号資料を見ながら読み上げるんですけども、49条の中ほどから下のところに「書面に

代えて当該書面に係る電磁的記録により行うことができる」ということで書いてあります。この書面に代えて電磁的記録、いわゆるデジタルデータですよね、デジタルデータにより記録の作成を行うことができる。この表現の具体的なものはどういったことが想定されているのでしょうか。分かりやすく、対象になるものがよくつかめないの、そこを具体的に御説明いただけたらと思います。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 今回具体的な対象となるものは何かということで、こちらの条例に家庭的保育事業等の内部の規定という規定がございまして、そういったところで事業の目的及び運営の方針、提供する保育の内容、緊急時等における対応方法、非常対策のマニュアルですとか、そういったもろもろの内部規定を整えておきなさいという規定がございまして、そういったものを書面じゃなくても電子的な記録で整えておいてもいいですよですとか、あと、家庭的保育事業所等に備える帳簿という規定もございまして、こういった帳簿も電子的記録による方法によることができるという、こういった部分が具体的には該当してきます。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうしましたら、保育運営に係る書類というのが具体的な対象であって、保護者との書面でのやり取りに関するものはこの電磁的記録、デジタルデータに置き換わっていくという運用の変更はあるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 すいません、冒頭、委員長からも今回7号の審議を取下げしていく方針でという話をさせていただいたんですけれども、そちらで電磁的方法による保護者とのやり取りという部分が出てきまして、そちらでそういったものも可能になるような改正を行う予定です。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今私が質問したことに関しては具体的にはこの6号議案には関わらないという理解なのかなと思うんですけれども、そうすると、どうしてこの6号議案の雑則のところには電磁的記録が載るんですか。この条例改正に当たって、これは両方とも載っていても差し支えないことなんですか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 電磁的記録、記録と電磁的方法、これは相手間とのやり取りというのは2通り考えられると思うんですけれども、今回こちらの条例には電磁的記録、保護者との、例えば、白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例というのは事業を開始する際の認可を定める基準なんですけれども、それとは別に、白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運



営に関する基準を定める条例というのもございます。これは子ども・子育て支援法の確認という、事業を開始する際にちゃんとそういった支給ができる施設かどうかという確認をする基準になるんですけども、そういったところで、電子的記録だけじゃなくて電子的方法による保護者とのやり取りの部分というか、入所の際の保護者との手続という部分がこの条例に規定されていますので、そういった部分で今回その電子的方法による省令改正が影響してくるので、今回こちらの条例にはその保護者のやり取りという部分が、規定がないので、今回はあくまで電子的記録だけの定めになっているという形になります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○齊藤智子委員長 日程第2 議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。現員現給予算については質疑をお控えいただきたいと思っております。

それでは、最初に、歳出について質疑を行います。13ページをお開きください。13ページ、2款1項複合センター費、この部分で質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、次に行きます。

16ページをお開きください。16ページ、3款民生費から、18ページの児童福祉費の前までを範囲といたします。この中で6目、7目、9目を除いた部分で質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 16ページの障害福祉費地域生活支援事業に要する経費について伺います。

成年後見人等報酬助成が増額補正なんですけど、説明では見込み増、当初の見込みより増えたという御説明がありました。この助成なんですけれども、収入要件なんか結構厳しいと思われるので、見込みが増えるということも何かコロナに起因するとか、背景があるんじゃないかなと思ったので、その辺り、もし何か捉えているものがあればお示してください。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。

今回の見込みの増に関しましては、コロナに起因するとは捉えておりませんが、上半期に申請のあった方というのがいずれも昨年度申請のない方、3名になります。そのうちお一人は市外から転入していらっしゃったということで今回対象になりました。また、ほかの2名というのは市長申立てと言われる、市で申立てをした方について収入要件を満たしたということで対象になっております。下半期につきましては、恐らく昨年度申請のあった3名の方が申請されるであろうということで今回の補正ということになりました。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、次に進みたいと思います。18ページ、2款2項から、20ページ、上の段の1項保健衛生費の前まで、こちらの範囲の中で質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 18ページの3款2項、1款の(3)子供の遊び場維持・管理に要する経費、435万8,000円なんですけれども、遊具は古くなったから、撤去するのか、あるいは危険な遊具だということで撤去されるのか、どちらなのでしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、お答えいたします。

今回撤去する遊具につきましては、結論から申し上げますと、危険だからということになります。

それはどういう判定かと申しますと、毎年遊具の点検を行っております、その中で、これは設置が古いものですので、今の安全基準とは適合しない部分というのは往々にしてございます。その不適合によって及ぼす影響の危険度というところの診断の中で非常に高い、危険という判断で使用継続を不可ということで診断いただいたものがございましたので、そちらの遊具について今回撤去をさせていただこうということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 危険だからということなんですけれども、例えば、滑り台なんていうのは非常に人気のある遊具だと思うんですけれども、危険じゃない安全な滑り台を今後入れるとかという予定はあるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 まずは危険な状態の回避ということで撤去のほう先行させていただいております。今後の対応につきましては少し時間をかけて、地域の方に管理いただいたりする箇所も多い施設でございますので、よく相談しながら、どういう方向で持っていくかということは議論の上、進めていきたいと思っております。すぐに新しいものをつけるかどうかということは相談しながらということになります。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 子供の遊び場のところなんです、公園なんかは公園施設の長寿命化計画がありますので、撤去した後の整備スケジュール等含めて計画の指針みたいなものがあるかと思うんですけれども、子供の遊び場に関してはそういった撤去後の、公園整備と同様な子供の遊び場の整備の指針みたいなものはあるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 子供の遊び場の遊具につきましては、公園のような形での長寿命化の指針が現在ございません。そういったことから、今後どういう対応をしていくかということの後ればせながら検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 記録が古いかもしれないんですけれども、平成29年に作られた子供の遊び場所所在一覧表というので対象が17か所あるんです。この17か所のうち今回遊具の撤去の対象になったのが7か所ということですので、ほぼ半分近くがもう老朽化している。多分残されている子どもの遊び場の遊具なんかも経年で劣化が進んでいくので、どんどん撤去の対象になっていくのかなと思うと、子供の遊び場の在り方の検討というのはそんなに時間をかけていてもしょうがないんじゃないかなと思ったんです。

今、答弁の中から在り方は今後検討していくというお示しがありましたけれども、もう少しその検討の具体的なところは踏み込んで御説明いただけるようなものは、何かありませんか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 現状としてはこれからということの繰り返しになってしまうんですが、

その背景の中には以前、平成30年度だったか、地区の方にアンケートを取りました。その中の子供の遊び場の今後で、回答いただいた中で3分の2はそのまま子供の遊び場として継続というところもあったんですが、3分の1については別の用途に、あるいは不要というお考えの地区もございました。

そういったことから、場所によってここに対する思いだとか、そういったものの違いもございますので、そういった地元の意向なども踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 子供の遊び場、地元の人にしてみれば公園という表現に当たる居場所になると思いますので、地元の方の意向というか希望を優先するというのは、その方向性には賛成です。

ただ、アンケートを取られたのが平成30年ということですから、もう3年たつわけなので、やはり撤去したままという、放置されているのは地元の方が目にするたびに、物悲しいような気持ちにもなるだろうし、居場所としての存在感も薄れていくと思いますので、そういったところはスピーディーに、財政も鑑みながら居場所の充実を図っていただきたいというのを要望します。

すみません、意見になっちゃいました。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 19ページの5目でよかったですでしょうか。

○齊藤智子委員長 はい。

○古澤由紀子委員 そのひとり親福祉費のところでお伺いします。

ひとり親家庭医療費補助が960万出ています。1,000万弱ですので、結構補正としては大きな額だと思うんですけども、説明では当初見込みよりも増加したからとありましたけれども、最初の見込みの案件に対してどのくらいこれは増加したものなのか、まず、それを伺います。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、ひとり親家庭の医療費についてお答えをさせていただきます。

ひとり親家庭の医療費支援につきましては、昨年条例改正に議決をいただきまして、制度改革がありました。償還払いから現物給付という形に改まっております。そういったことを踏まえまして、当初予算におきましては例年の平均値の1.5倍の増額で予算は計上させていただきました。

しかしながら、今年度、特に4月から6月までの実績を見ますと、その1.5倍で設けた予算のさらに1.7倍ぐらいのペースで実績が上っておりまして、これでは予算の不足をきたすということから、今回増額の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 1.5倍で立てた、そのまた1.7倍ということですけども、その要因というのは、

原因というのは何だと思われませんか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 なかなか明確な理由というのは難しいんですけども、従前はいわゆる償還払いということで、1回お医者さんにかかって全額支払って、その領収書で還付申請をするという作業がありましたけれども、今は子ども医療費などと同じで受給券を持って、それで行けば、所得に応じて無料化もしくは300円で受けられるということで、非常に受けやすい環境が整ったということから、利用が大きく伸びていると考えております。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 制度が行き渡るといことは大変いいことだと思いますけれども、そうすると、来年度も今年度を見越した数というのを決めていくわけですね。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 お答えします。

まだ制度が変わって日が浅いということで、なかなか実績が今つかめない状況ではございますけれども、予算の計上までの推移を見まして来年度予算については積算させていただこうとは考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 18ページの児童福祉総務費の中の未熟児養育医療給付事業に要する経費で、これも実績数が見込みよりアップということだったんですけども、どのくらいの件数を見込んでいて、実績数は実際どのくらいになったのでしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、お答えいたします。

まず、御説明に入る前に、この費用の性格的なところを少しお話しさせていただいてということなんですけれども、内容としては未熟児で御出生された方がお医者さんの判断で入院した場合に助成する費用ということなんですけど、この実績額というのが実はかなり変動が大きくて、過去5年の中でも、650万円かかった年もあれば180万円で済んだ年ということで、かなりその年々で状況が違ってくる性格がございます。こうしたことで、過去5年の平均で予算は積算させていただきました。そのときには29件くらいの想定でございました。

今年度の実績なんですけれども、4月から6月までの段階で、こちら1.6倍のペースで支給しているということで、このペースでいきますと予算の不足がきたすということで増額の補正を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、次に進みます。20ページの4款衛生費、1項2目の予防費、それから、21ページの3目指導費、このところから質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 21ページの予防費、11の新型コロナウイルス感染症流行下における一定の高齢者等への検査助成事業に要する経費の補助金と返還金についてお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 こちらにつきましては、昨年度11月に高齢者と基礎疾患のある方がPCR検査を受ける場合に市として2万円の助成をするということで事業を行いました。そのうち国から補助金として半分の1万円が出ますので、その補助金をいただいております。ただ、実際に今回令和2年度に実施した方が62人ということですので、補助金分はそれに1万円掛けますので、62万円の支出のみになってしまいましたので、残った補助金につきましてはここで返還するというものの金額の計上でございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 同じ項目で確認なんですけれども、返還ということなので、また別のコロナ対策に使えるということはないということですね。

○齊藤智子委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 そのとおりでございます。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 20ページ、予防費の中の9)新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の委託料についてなんですが、この委託料の内容について御説明をお願いします。

○齊藤智子委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 こちらにつきましては約9,930万円計上させていただいております。こちらのうち一つ、約7,450万円につきましては、ワクチン接種の休日の接種と時間外の接種が国で加算するということになりましたもので、そちらにつきましては計上させていただいております。そのほか約2,480万につきましては、国から高齢者の前倒しの接種というか、早期接種に係ります体制の整備に医療機関に対しまして加算的な考えで委託費として載せさせていただいております。

いずれにつきましても、財源は国が10割の負担になるもので、これもワクチン接種のみの使用での

負担金、補助金という形になります。

以上です。

○齊藤智子委員長 それでは、質疑の途中ですが、休憩にしたいと思います。

再開は55分。お願いします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○齊藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ページ数20、21ページの予防費、指導費、こここのところで質疑ございますか。質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、質疑はないものと認め、次に移ります。26ページをお開きください。26ページ、9款教育費、27ページの一番下、4目学校事務費、ここまでの範囲の中で質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 27ページの6)白井市の修学旅行の中止または延期に係る補助金が増額補正なんですけれども、今のところ何校が中止や延期していて、さらにどのくらい増えそうな予定でしょうか。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 お答えします。

現在のところ延期になっている学校はキャンセル料が発生しておりますので、その学校は4校ございます。それから、終わっている学校が4校ございます。また、延期・中止を考えている学校が6校ございます。

以上でございます。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今のところなんですけれども、前回というか、去年の6月議会ですよね、これと同じ、当時の同じ内容で補正が上がってきているんです。そのときは修学旅行とか校外学習も含まれた中でそのキャンセルチャージを市が負担したとなっているんです。今は修学旅行のお答えになっていたと思うんですが、学校行事として修学旅行と校外学習に対しての実施状況というふうに拡大すると、状況どうでしょうか。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 それでは、お答えいたします。

校外学習まで拡大をいたしますと、すみません、今手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせてもらってよろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。後ほどお待ちしております。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 すみません、キャンセル料が発生している校外学習はございません。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 キャンセル料が発生していないということは実施したという理解でいいのでしょうか。それとはまた別の状況なんですか。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 お答えいたします。

実施した学校もございますし、業者によってはキャンセル料を取らないという業者もございますので、それで発生していないということでございます。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 よく分かりました。ありがとうございます。

あともう一つ、同じところなんですけど、去年はキャンセル料とか、企画料金に関して国が補助を出していたかと思うんですが、今年度に関してはそういった国の財政的な支援はあるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 お答えいたします。

今回一般財源でこちらを充てさせていただいておりますが、そちらの、今おっしゃった制度上充てられることは確認しておりますが、これは今後関係課と調整をして充てられるかどうか考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 27ページの9) 学校安全対策事業についてです。これは県内の通学路での事故を受けて横断用の旗などを買うということなんですけれども、あした審議される交通安全対策事業でも似たような費用が計上されています。この項目、今回の事業に関してはどういったすみ分けで、どんな内容の出費というか、対策をするのでしょうか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。



こちらの計上させていただきました補正の予算につきましては、教育委員会が所管する事業に関する補正の内容です。

その内容としましては通学路の安全対策に要する費用及び事業ということで、一つは通学路中の通行車両へ注意喚起をするために「通学路につき最徐行」などの文字を筆記した電柱幕の設置、それから、各学校が防犯ボランティアの募集をさらに進めるように相談しておりますので、防犯ボランティアさんが増えたときに防犯ボランティアに渡す帽子や横断旗、子どもの安全を守るために振る横断旗、そういうものを計上させていただいております。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 作る中に蛍光反射電柱幕20枚というのがあるかと思うんですけども、通行車両へ注意喚起を促すためということの20枚なんですけど、この20枚をつける場所の選定というのはどういうふうに行われるんですか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

一つは、経年劣化してきますので、今現在蛍光塗料とか剥げてきて付け替えなければいけないもの、そちらをまず優先して付け替えていきます。それから、今回点検をしましたので、再度ここにも注意の電柱幕をはってほしいという要望が上がってきましたら、そちらに対応して検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 27ページの学校事務費のところなんです。10の修繕料の80万ですか、これはパソコンの修理に使うということなんですけれども、実際、半年のうちにもうパソコンというのはかなり壊れているような状況なんではないでしょうか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

ICT機器が昨年度の3月ではほぼ各学校に配置が終わり、4月から全面的に実施して活用させていただいております。昨年度の段階ではこの修繕費を80万予算計上しておりましたが、4月に入ってからICTが本格的に活用されるのも踏まえて当初見込みよりも早く修繕費が必要な状況になっております。今現在80万のうち60万近く支出は予定されておりますので、このままでは足りないということで追加の補正をさせていただきました。

以上です。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 具体的にはどういう内容、補償になっているのでしょうか。

○斉藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 修繕の内容ということでよろしいでしょうか。今回配備したもののの中に、例えば、黒板にあるマグネットスクリーンをはって、そこにプロジェクターで投影するというものをしていまして、このマグネットスクリーンが黒板に磁石ではっているものから、どうしても取ったり、また、幕がすっと出てくるものから、そこを使っている中で落としてしまったり、引っかけて破れてしまったり、そういうケースがございます。こちら保守契約の内容に含まれないので、修繕費で修理させていただいております。

以上です。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 すみません、先ほどの学校安全対策事業のところでの追加の質問です。

あした審議される市民活動支援課でも通学路用の黄色い旗の予算とかが組まれているんです。それで、教育委員会は特に通学路の安全ということだと思っておりますけれども、支援課でも通学路用のものがあつたので、それは情報交換しつつ話し合っ、十分で重ならないような話し合いがされたということなんでしょうか。

○斉藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 そうでございます。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 私も今のところなんです、交通安全対策でいろいろなグッズを購入した流れの中に八街の事故があるわけなので、通学路の合同点検について教育委員会からいろいろと聞いたことがあるんですけれども、まずは合同箇所点検の選定なんです。今、市民活動支援課とも情報共有をされているとお答えがありましたけれども、もととなっているのがPTA連絡協議会が出されている要望書、これに学校から幾つか追加の場所以が挙げられて、そして、当日点検を担当部局の方がたくさん現場を確認しているとなっております。

私が聞きたいのが、今、俎上に上がらなかった「学校が、どのような理由でその選定箇所を選出したのか」というところ、そこをお聞きしたいです。

○斉藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

例年の合同点検はPTA連絡協議会から要望いただいた点を中心にしております。今回42か所いただきましたので、そちらの点検をいたしました。プラス今回は八街市の事故がありましたので、それ以外の箇所ということで小学校区の中で点検箇所をさらに加えてまいりました。この箇所というの

は、学校の中で学校とPTAと教育委員会関係課で通学路を本当に回りながら、点検箇所になかったり、この箇所も危ないんだということを学校の子どもたちの視点、保護者の視点から点検して追加しました。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 通学路という表現になりますので、小学生・中学生が学校に通う道という解釈になるかと思えますし、今は特定された通学路よりは広く学区ということでこういった点検の対象となっているかと思えます。P連の要望書もそうですし、合同点検の点検箇所の資料を見ても小学校単位でどこが危ないかというふうに資料がまとめられています。これを見ながら疑問に思ったのが、小学校区と中学校区はかぶってはいるけれども、学校の校長先生だと思いますね、危険な箇所という点について中学校としての視点は盛り込まれていたんでしょうか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

PTA連絡協議会は14校のPTAから上がってきますので、そこには当然中学校の視点も入っております。今回小学校区でということでしたが、小学校区を点検する中で当然中学校にも、今回小学校区ということ点検はするけれども、ここを点検、見てほしいとか、または中学校にその日に参加できるなら参加してほしいという形で要望を出しました。その結果の小学校区での点検でございました。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 P連の要望書はやはり全部が全部出せないで、セクションして、ここだけはどうしても検討してくださいというふうに、ある意味本当に危ないという認識の高いポイントが挙げられているかと思えます。ですので、何が言いたいかという、そういうところじゃない危険な箇所というのは要望書の中に盛り込まれなくても潜在的にあると思うんですよね。それを学校が吸い上げて、この部分を追加してほしいという視点で入れていただけたら心強いなと思ったんですが、そういう状況で学校では危険箇所というのを提案されているんでしょうか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

PTA連絡協議会が要望書を上げる前に当然各学校単位でPTAが自分の学区の危険な箇所ということを考えて選んでいくわけですがけれども、その中で学校にも当然相談をして、学校として今回PTAはこの箇所を要望していこうという相談は自分も学校現場にいるとき受けましたので、そういう意味では学校の意見というのは反映されていると考えています。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、次に進みたいと思います。

28ページ、小学校費、29ページ、30ページの教育費全般にわたって質疑をお受けいたします。  
徳本委員。

○徳本光香委員 30ページの下2) 学校給食センター運営に要する経費の委託料についてなんですけれども、今回物価が上がって1食当たりの単価が上がったための増額ということなんです、そういう食材の価格が上がったときに委託料も増やしていいというのは契約上のどういった根拠によるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 お答えします。

学校給食共同調理場建て替え事業に係る事業の契約の物価変動に伴う料金改定の規定に基づきまして、サービス対価の改定及び変更に定める物価指数年度平均値が前回改定時と比べ1.5%の変動があったときに上がるものでございます。

以上でございます。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 分かりました。

この委託料というのは1年で割ると年に幾らの委託料になっていますか。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 少々お時間いただいてよろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 同じ関連でもう1点。すぐ答えられなかったら後でもいいんですが、これまでもこういった増額補正があったと思うので、これまで追加で払ってきたのがいつで、何について幾らだったかというのをお願いします。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 それでは、お答えします。

最近では昨年の3月補正で補正させていただいて、昨年度の数字は1,585万6,000円でございます。  
すみません、先ほどの質問もう一度よろしいでしょうか。申し訳ございません。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 2つ目の質問でしょうか。1つ目か。年額幾らの委託料かという質問でした。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

2億6,766万9,000円でございます。

○斉藤智子委員長 よろしいですか。

岩田議長。

○岩田典之議長 今のところですけれども、契約の中で1.5%変動があった場合には上がるという答弁がありました。1.5%物価変動があれば、下がることもあるんですよね。確認です。

○斉藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 お答えいたします。

おっしゃるとおり、物価指数が1.5%以上下がった場合には減額となります。

以上でございます。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 30ページの市民プール管理運営に要する経費で、市民プールは今年度お休みしていると思うんですけれども、その中で177万2,000円また不用になったというのはどういった事情によるものでしょうか。

○斉藤智子委員長 寺田生涯学習課長。

○寺田 豊生涯学習課長 こちらにつきましては、消耗品類、それから、手数料につきましては、ろ過機のエレメントオーバーホールを昨年度に続き実施しないということで減額しております。それから、消耗品につきましては、フロアマットを購入予定でしたが、中止となりましたので、こちらを購入してございません。また、使用料及び賃借料につきましては、企業庁からお借りしている土地も駐車場として使わなくなりましたので、そちらの経費につきまして減額しているものでございます。

以上でございます。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 年度初めの時点ではこれらのことは買わないだとか、土地は借りなくていいということが分からなかったということでしょうか。

○斉藤智子委員長 寺田生涯学習課長。

○寺田 豊生涯学習課長 そのとおりでございます。年度当初は全て実施する予定でございました。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 30ページの学校給食費、2) 学校給食センター運営に要する経費について伺います。

今年の3月議会に上程されている学校給食センター運営に要する経費も委託料が約1,600万増額補正になっていて、このときの理由は委託に不足が生じたということでした。今回も増額補正という

ころは同じなんですけれども、扱いが全然違うんです。この違う理由について教えてください。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 それでは、お答えいたします。

物価指数は翌年度の7月頃に発表になります。昨年度の第4四半期の支払いは3月の給食終了後請求され、4月以降に支払うため、予算上は3月補正で間に合うので、給食数も精査した上で3月補正といたしました。今年度につきましては、3月まで給食を提供するに当たり、予算の裏づけがない状態で給食を提供することとなるため、事業執行に当たり予算の裏づけ確保の考えから9月で補正するものでございます。

以上でございます。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、難しくてよく理解できなかつたんですけれども、3月議会の補正は給食数が減数になったことを整理して差額分を支払ったという。これが委託料、給食数が契約と合わなくなったので、不足が生じた分を追加で支払ったということで、今回予算の裏どりのためにやったということが理解できないので、申し訳ありません、もう少し分かりやすくお願いします。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 それでは、お答えいたします。

昨年度は給食数の減と、それから、物価上昇があったという2つの理由から3月補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 前は数字が契約と合わないところの不足分を追加で払ったということなんですけれども、今回は料金を改定しています。この料金の改定というのは過去の分の改定になるのか、この先将来的に見直しをして積算していくのか。この改定はどっちに係る改定なんでしょうか。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 お答えいたします。

昨年度と今年度もほぼ状況は同じなんですけれども、昨年度の物価上昇で今年度の改定を行っているということでございます。

よろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうすると、契約書も変更するみたいな、そういう手続が必要になってくるんですか。精算だけで大丈夫なんですか。

○齊藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 契約書の改定はございませんが、一番最初に申し上げたとおり、契約書に基づいてこれはやっておりますので、契約書に基づいたものでございます。

以上でございます。

○斉藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 契約書に基づいて単価等を改正するというので分かりました。

そして、この改定したものはいつから新しい内容になっていくんですか。

○斉藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 お答えいたします。

今年度の4月からでございます。

以上でございます。

○斉藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。遡って精算されるということですね。了解しました。

もう一つ、物価変動に伴う料金改定というところなんですが、ネットで調べると、この物価の変動というのいろいろ指標があるみたいで、例えば、電気代相当分とかガス代、上下水道料金とか、運營業務、そして、維持管理業務とか、いろいろ基準があるらしく、それを全体網羅して物価変動というふうに勘案するみたいなんですけれども、具体的に今回はどこが大きく物価が変動したことにより料金改定の一つの要因になったんでしょうか。

○斉藤智子委員長 本間教育部参事。

○本間賢一教育部参事 お答えします。

大きく変動したところは労働者派遣サービスというところで、この部分が4.36%上昇しております。

以上でございます。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 質疑はないものと認めます。

それでは、歳入に移ります。

8ページをお開きください。8ページの14款使用料及び手数料、15款国庫支出金、それから、9ページの16款県支出金の中の1目民生費県補助金、こちらの範囲の中から質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第10号 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

○齊藤智子委員長 日程第3、議案第10号 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。現員現給予算については質疑をお控えください。

まず、歳出について。6ページ、2款保険給付費、こちらから、7ページ、8ページ、歳出全般から質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、歳入について質疑を行います。

5ページ、歳入について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。



これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第11号 令和3年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第1号)について

○齊藤智子委員長 日程第4、議案第11号 令和3年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。現員現給予算については質疑をお控えください。

まず、7ページ、歳出全般について質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○齊藤智子委員長 それでは、次に、歳入について質疑を行います。

質疑ございますか、歳入。

[「なし」と言う者あり]

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○齊藤智子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり可決されました。

(5) 議案第12号 令和3年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○齊藤智子委員長 日程第5、議案第12号 令和3年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議において現員現給補正予算のみと説明がありましたので、質疑はないものとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり可決されました。

（6）閉会中の継続調査について

○齊藤智子委員長 日程第6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時33分